

## 新千歳空港格納庫使用規程

(制定 2025年1月6日)

北海道エアポート株式会社

## 新千歳空港格納庫使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、北海道エアポート株式会社（以下「H A P」という）が運営する新千歳空港格納庫（以下「本施設」という。）について、その使用料金及びその他の使用条件等について必要な事項を定めるものである。

### (施設概要)

第2条 本施設の概要は以下のとおりである。

所 在 地	北海道千歳市平和 1388 番地 1 (新千歳空港内)
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
寸 法	間口幅 40.00m・間口高さ 11.20m・奥行 47.70m ※開口時両端高さ 5.67m
建物名称	新千歳空港格納庫
運用時間	24 時間*

\*使用時間に合わせての運用

### (サービス内容)

第3条 本施設において提供するサービスは、以下のとおりとする。

尚、サービスの内容は予告なく変更する場合がある。

サービス内容	ビジネスジェット機の駐機及びAOG駐機並びに機体整備
--------	----------------------------

### (使用対象)

第4条 本施設の使用は、新千歳空港ビジネスジェット専用ターミナル（別名称：Hokkaido Business Aviation Center）以下「H B A C」というを使用する国内線・国際線ビジネスジェット機及びAOG（Aircraft On the Ground）により緊急的に機体整備が必要となる航空機のうち、別表1に定める機体に限定する。

但し、H A Pが認めた場合はその限りではない。

### (使用基準)

第5条 本施設内に駐機できる機体は1機のみとする。

2. 新千歳空港においては冬期（12月1日～3月31日）の屋外での夜間駐機は原則認められないことから、同期間に内に夜間駐機をしようとする場合は、本施設の使用を基本とする。  
尚、夜間とは22:00から8:00までの時間帯をいう。
3. 出入庫時間は8:00から22:00までの時間帯に限定する。

### (使用期間)

第6条 本施設の使用期間は、1回の予約につき最大で6泊7日までとし、1泊における使用期間は最大で当日15:00から翌日14:00までとする。

但し、H A P又はH B A Cに設置する受付（以下「レセプション」という）が認めた場合はその限りではない。

2. 出庫日時を延長しようとする場合は、申請者は速やかにポータルサイトに必要事項を入力の上、レセプションへ申請を行い、レセプションが認めた場合に可能とする。

### (使用料金)

第7条 本施設における各料金の詳細は別表2に記載のとおりとする。

2. 使用料金は、租税公課等の負担の増加、経済情勢の変化、H A Pの管理運営費の増大、その他やむを得ない事情により、改定することがある。
3. 第6条2項により使用泊数の延長を行った場合は、延長分の使用料金についても別表2に定める通り徴収する。

4. 使用料金を免除する合理的な理由があるとH A Pが判断した場合は、使用料金の一部又は全部を免除する。

(ビジネスジェット機における申込者)

第8条 ビジネスジェット機における本施設の使用申込は、用機者、機材保有者、航空運送事業者又はその代理店（以下「航空運送事業者等」という。）から委託を受け、その活動を支援する事業者（以下「運航支援事業者」という。）に限定する。

但し、H A P又はレセプションが認めた場合は航空運送事業者等からの申込が出来るものとする。

※運航支援事業者、航空運送事業者等合わせて以下「B J 機申込者」という。

(ビジネスジェット機における使用申込)

第9条 ビジネスジェット機における本施設の使用については、B J 機申込者よりレセプションへ申し込むこととし、使用までの手続きは以下のとおりとする。

(1) B J 機申込者はレセプションに対して、別途H A Pが定める必要事項を記載した電子メールを送付し、本施設の使用に係る仮申請を行う。レセプションは本施設の予約状況を確認の上、仮申請を受理した旨の連絡をB J 機申込者に行うものとする。

(2) B J 機申込者は東京F A I Bに対し、発着申請（運航計画提出）を行い、運航計画内に本施設の使用希望日時を明記するものとする。

(3) H A Pのスポット調整窓口（以下「H A P運航情報課」という）は、東京F A I Bから前号の運航計画及び本施設の使用希望日時の共有を受けた後、S P O T管理システムにより本施設の使用登録状況及びレセプションが管理する仮申請状況を確認の上、本施設の正面に位置するスポットの使用登録を行い、東京F A I B及びレセプションに対し、登録情報を共有する。

(4) B J 機申込者は、東京F A I Bからスロット及びスポット調整結果の連絡を受理後、本施設の使用が出来る場合は速やかに『新千歳空港ビジネスジェットポータルサイト』（以下「ポータルサイト」という。）の申請フォームに必要事項を入力の上、使用希望日時の原則72時間前までに、レセプションへ申請を送信し、受付完了の状態とする。

また、B J 機申込者はポータルサイトにて、格納庫の使用申請と併せてH B A Cの使用申請を行うものとする。

尚、ダイバート等の運航イレギュラーにより新千歳空港への着陸が決まった場合及び、その他使用希望時間の72時間前までに提出することが出来ない止むを得ない事情があるとH A Pが認めた場合は、申込内容が決まり次第、速やかに申請する。

※ポータルサイトのアドレス及び問合先の電子メールアドレス、電話番号は、別表1に記載のとおりである。

(5) レセプションは、前号の申請を受領後、本施設の予約可否についてB J 機申込者へポータルサイト内にて連絡を行い、受付完了の通知をもって予約成立とする。

2. B J 機申込者は、仮申請を取消する場合には、速やかにその旨を電子メールにてレセプションへ連絡する。

尚、本施設の使用希望日時の72時間前までにポータルサイトでの申請がされない場合には自動的に取消されるものとし、又は施設の運用上やむを得ない事由が発生した場合には、レセプションは仮申請の取消を行うものとする。

3. B J 機申込者は、予約成立後、やむを得ない事情等により本施設を使用出来なくなつた場合は、速やかにその旨を電子メールにてレセプションへ連絡する。

尚、この場合、B J 機申込者は東京F A I Bに対し、運航計画の変更（夜間駐機取り止め）又は運航計画の取消しを行うものとする。

#### (ビジネスジェット機における予約変更・取消)

第10条 前条第1項第5号の予約成立後、申込内容の変更又は取消を希望する場合、B J 機申込者は速やかにポータルサイトに必要事項を入力の上、レセプションへ申請を行い、レセプションの承認をもって変更又は取消を完了とする。

また、前条第1項第1号に定める仮申請の変更又は取り消しを行う際は、レセプションに電子メールにて連絡を行い、レセプションの承認をもって変更又は取消を完了とする。

2. 予約成立後の使用泊数の短縮は原則出来ないものとする。

尚、使用泊数の延長は、本施設に空き状況があり、H A P 又はレセプションが認めた場合に限り可能とするが、予約時点における期間は最大で6泊7日までとする。

3. レセプションは、使用希望者の申込状況、その他やむを得ない事情により、予約期間の調整又は制限を行うことがある。

4. B J 機申込者がH B A C 使用の申込を取消した場合、もしくはH B A C 使用開始時間において使用が確認できない場合は、本施設の予約は自動的に取消されるものとする。

この場合、B J 機申込者は東京F A I Bに対し、運航計画の変更（夜間駐機取り止め）又は運航計画の取消しを行うものとする。

5. 本施設を使用する運航において、運航計画の変更が出来ない段階でのH B A C 使用申込のみの取消は出来ないものとする。

尚、本項に反する行為があった場合は、以後の使用を断る場合がある。

#### (ビジネスジェット機における取消手数料)

第11条 第10条による予約の変更又は取消について、別表3に示す取消手数料発生基準以降に、本施設の使用日の変更又は予約の取消を行った場合は取消手数料を請求するものとし、取消手数料の額は別表3に記載の通りとする。

尚、別表3に示す取消手数料発生基準について、取消の確定日又は確定時間は、第10条1項及び2項による。

2. 取消の連絡がなく本施設を使用しなかった場合は、以後の使用を断る場合がある。

3. 第1項の規定に関わらず、H A P のやむを得ない事情により、予約成立後又は本施設への航空機入庫後に本施設の提供が出来ないとH A P が判断した場合又は、取消手数料を免除する合理的な理由があるとH A P が判断した場合は、取消手数料を免除する。

#### (ビジネスジェット機における使用料金、取消手数料及び違約金の支払)

第12条 B J 機申込者は、H A P 又はレセプションが交付するH A P 名義の請求書に基づき、第7条1項及び3項に定める使用料金並びに第11条1項に定める取消手数料（以下合わせて「料金」という。）の当月分を1カ月分取り纏めた金額に消費税及び地方消費税を加算した額を、翌月末日までに、H A P の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。

2. やむを得ない事情等により、1カ月分を取り纏めた料金の支払が困難な場合は、B J 機申込者よりレセプションに対して事前にその旨を通知し、H A P が認めた場合は本施設の1回の予約(使用)毎の料金の支払が出来るものとする。

3. 前各項の料金の振込みに係る手数料は、B J 機申込者の負担とする。

#### (ビジネスジェット機における遅延損害金)

第13条 B J 機申込者が正当な理由なく、第7条1項及び3項並びに第11条1項に定める料金の支払いを本規程に定める期日、又はH A P が指定する期日より遅延した場合、H A P 又はレセプションはB J 機申込者に対し、H A P 名義の請求書により、延滞日数に応じて年14.6%の割合で計算した金額を遅延損害金として請求する。

#### (A O Gにおける申込者)

第14条 A O Gにおける本施設の使用申込は、航空運送事業者等から委託を受けたグランドハンドリング事業者に限定する。

但し、H A P 又はレセプションが認めた場合は航空運送事業者等からの申込が出来るものとする。

※グランドハンドリング事業者、航空運送事業者等合わせて以下「A O G 申込者」という。

#### (A O G における使用申込)

第15条 A O G における本施設の使用については、A O G 申込者よりレセプションへ申し込むこととし、使用までの手続きは以下のとおりとなる。

- (1) A O G 申込者はH A P 運航情報課に対し、使用スポットの調整を行い、その際に、本施設の使用希望日時を伝えるものとする。
  - (2) H A P 運航情報課は本施設の前号の使用希望日時の共有を受けた後、S P O T 管理システムにより本施設の使用登録状況を確認の上、空きがある場合は使用登録を行い、併せて本施設の正面に位置するスポットの使用登録を行い、レセプションに対し、登録情報を共有する。  
尚、本施設の使用が出来ない場合は別のスポットの使用登録を行い、A O G 申込者に連絡する。
  - (3) A O G 申込者は、H A P 運航情報課からスポット調整結果の連絡を受理後、本施設の使用が出来る場合は速やかに『新千歳空港格納庫使用申込書（A O G 用）』（様式第2号、以下「A O G 申込書」という）に必要事項を記入の上、レセプションへ電子メールにより提出する。  
尚、ダイバート等の運航イレギュラーにより新千歳空港への着陸が決まった場合は、申込内容が決まり次第、速やかに提出する。  
また、止むを得ない事情により電子メールでの提出ができない場合は、レセプションへ電話にて予約希望を伝え、郵送等により提出する。  
※提出先の電子メールアドレス及び電話番号は、別表1に記載のとおりである。  
※電話の受付時間外に電話をする場合は音声メモ等を残すものとする。
  - (4) レセプションは前々号のH A P 運航情報課から共有された情報と前号のA O G 申込者からのA O G 申込書と照合の上で本施設の仮予約を行うものとする。
  - (5) レセプションは、前号の書類を受領後、本施設の予約可否についてA O G 申込者へ電子メール又は電話にて連絡を行い、予約確定連絡をもって予約成立とする。
2. A O G 申込者は、予約成立後、やむを得ない事情等により本施設を使用出来なくなつた場合は、速やかにその旨をレセプションへ連絡する。  
尚、この場合、A O G 申込者はH A P 運航情報課に対し、使用スポットの変更又は取消しを行うものとする。

#### (A O G における予約変更・取消)

第16条 前条の予約成立後、申込内容の変更又は取消を希望する場合、A O G 申込者は速やかにA O G 申込書に必要事項を記入の上、レセプションへ電子メールにより提出し、併せてレセプションへ電話により連絡する。

2. レセプションは、前項の書類を受領後、A O G 申込者へ電子メール又は電話にて連絡を行い、この連絡により申込内容の変更又は取消の確定とする。
3. 予約成立後の使用泊数の短縮は出来ないものとする。  
尚、使用泊数の延長は、本施設に空き状況があり、H A P 又はレセプションが認めた場合に限り可能とするが、予約時点における期間は最大で6泊7日までとする。
4. レセプションは、使用希望者の申込状況、その他やむを得ない事情により、予約期間の調整又は制限を行うことがある。

#### (A O G における取消手数料)

第17条 第16条による予約の変更又は取消について、別表3に示す取消手数料発生基準以降に、本施設の使用日の変更又は予約の取消を行った場合は取消手数料を請求するものとし、取消手数料の額は別表3に記載の通りとする。

- 取消の連絡がなく本施設を使用しなかった場合は、以後の使用を断る場合がある。
- 第1項の規定に関わらず、HAPのやむを得ない事情により、予約成立後又は本施設への航空機入庫後に本施設の提供が出来ないとHAPが判断した場合又は、取消手数料を免除する合理的な理由があるとHAPが判断した場合は、取消手数料を免除する。

#### (AOGにおける使用料金、取消手数料及び違約金の支払)

- 第18条 AOG申込者は、HAP又はレセプションが交付するHAP名義の請求書に基づき、第7条1項及び3項に定める使用料金並びに第17条1項に定める取消手数料（以下合わせて「料金」という。）の当月分を1カ月分取り纏めた金額に消費税及び地方消費税を加算した額を、翌月末日までに、HAPの指定する銀行口座に振込み支払うものとする。
- やむを得ない事情等により、1カ月分を取り纏めた料金の支払が困難な場合は、AOG申込者よりレセプションに対して事前にその旨を通知し、HAPが認めた場合は本施設の1回の予約(使用)毎の料金の支払が出来るものとする。
  - 前各項の料金の振込みに係る手数料は、AOG申込者の負担とする。

#### (AOGにおける遅延損害金)

- 第19条 AOG申込者が正当な理由なく、第7条1項及び3項並びに第17条1項に定める料金の支払いを本規程に定める期日、又はHAPが指定する期日より遅延した場合、HAP又はレセプションはAOG申込者に対し、HAP名義の請求書により、延滞日数に応じて年14.6%の割合で計算した金額を遅延損害金として請求する。

#### (AOGにおける鍵の借用)

- 第20条 AOG申込者が本施設の鍵を借用する場合は、レセプションへ電話により連絡し、受付時間内に借用するものとする。返却も同様とする。
- AOG申込者が鍵を紛失又は破損した場合は、直ちにその旨をレセプションへ電話により連絡し、指示を仰ぐものとする。  
尚、紛失又は破損した鍵の作成に係る費用は、AOG申込者が負担するものとする。

#### (損害賠償)

- 第21条 航空運送事業者、乗員、乗客、運航支援事業者、グランドハンドリング事業者及びその関係者（以下「使用者等」という。）の故意又は過失により本施設及びその附属諸造作、設備等を毀損したとき、使用者等はレセプションに対し直ちにその旨を通告し、HAPの被った損害等を賠償する。
- BJ機申込者及びAOG申込者は、HAP又はレセプションが認めた使用期間を過ぎても航空機を出庫しないとき、HAP又は第三者の被った損害等を賠償する。  
但し、BJ機申込者及びAOG申込者の責に帰すことの出来ない事由により出庫ができない場合はその限りではない。
  - HAPは、本施設の使用によって生じた使用者等の手荷物等に関する紛失や毀損、航空機の運航遅延又は運休による補償その他間接的及び結果的な損失に対しては、責任を負わないものとし、使用者等はこれらの賠償責任を全うするものとする。
  - HAPの責任に帰することのできない事由による事故、本施設の瑕疵により使用者等が被った損害に関しては、HAPはその責任を負わないものとする。
  - 第三者の作為又は不作為により使用者等が蒙った損害については、使用者等はHAPに対し何等の請求をしないものとする。

#### (不可抗力)

- 第22条 天災地変その他不可抗力等による損害等、双方の責任に帰することのできない事由によって蒙った使用者等又はHAPの損害に対しては、各相手方はその責任を負わないものとする。

(善管注意義務)

第23条 使用者等は、善良なる管理者の注意をもって本施設を使用するものとする。

(管理規程等の遵守)

第24条 使用者等は本施設を使用するにあたり、令和2年6月1日制定・施行の新千歳空港空港供用規程及び、HAPが別に定める管理規程等の諸規程、指示、通達及び関係法規を遵守するものとする。

(格納庫通路の通行)

第25条 格納庫用地内の航空機の通路（格納庫通路）においては、航空機は牽引により通行するものとする。

(設備の使用)

第26条 本施設において使用できる設備は照明のみとし、その他設備機器、備品、居室、トイレの使用は出来ないものとする。

但し、HAPが認める場合はその限りではない。

(本施設への入出庫及び入退場)

第27条 本施設への航空機の出入庫及び使用者等の入退場に際してはHAP又はレセプションに連絡のうえ、指示に従うものとする。

尚、乗客の搭乗・降機や荷物等の搭降載はスポットで行うものとし、格納庫内では行わないものとする。

(供用の休止)

第28条 HAPは、次の各号に掲げる場合は、本施設の一部の供用を休止することがある。

尚、この休止により生じた損害については、HAPは賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 本施設が破損し、又は故障したとき。
- (2) 本施設に修理、点検、その他の工事を施すとき。
- (3) 関係行政機関の指示又は要請があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本施設の管理上特に必要があるとき。

(使用の停止)

第29条 HAPは、次の場合、使用者等に対し予約の取消または以後の本施設の使用的停止を命じることができるるものとし、その場合、使用者等は、速やかにHAPの指示に従うものとする。

尚、本指示により生じた使用者等の損害については、HAPはその責任を負わないものとする。

- (1) 本規程に起因する債務の支払いを1ヵ月以上怠ったとき。
- (2) 本規程の条項に違反したとき。
- (3) 主務官公庁等の指示又は要請があったとき。
- (4) 使用者等が解散、破産、民事再生、会社更生等の申し立てを受け又はこれをなしたとき。
- (5) 使用者等が強制執行、競売の申し立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
- (6) 使用者等が空港内において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行ったとき。
- (7) その他本施設の使用を認めるに重大な障害が生じたとき。

(守秘義務)

第30条 HAP及び使用者等は、本施設の使用を通じて知り得た相互の秘密情報及び個人情報（以下、「秘密情報等」という。）を法令又は正当な事由のある場合を除き第三者に漏らしてはならないものとし、本施設の使用以外の目的で使用してはならない。

尚、本施設の使用に関わるHAP及び使用者等の従業者に対しても同様の義務を負うものとする。

2. HAP及び使用者等は、相互の秘密情報等を適切に管理するものとする。
3. 使用者等は、秘密情報等の漏えい及び目的外利用を防止するために、HAPより特別の指示があればその指示に従うものとする。
4. 使用者等は、HAPから開示・提供を受けた情報資料について、HAPからその返還及び廃棄を求められたときは、それに従い直ちに返還及び廃棄するものとする。
5. 次に定める場合（正当な事由）はこの適用範囲外とする。
  - (1) 既に公知であった資料、知識及び情報。
  - (2) 受領後、使用者等の責に帰する事無く公知となった資料、知識及び情報。
  - (3) 裁判所その他、公的機関から適法に開示を要求されたもの。

#### （反社会的勢力の排除）

第31条 HAP及び使用者等は、反社会的勢力の排除を目的として、第2項以下の諸条項を確約するものとする。

2. HAP及び使用者等は、次の各号に定める事項を確約するものとします。

尚、HAP及び使用者等は各号該当性を確認するために調査を要すると判断した場合、その調査に相互に協力するものとします。

  - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準じる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - (2) 自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 自らが反社会的勢力を利用しないこと。
  - (4) 自らが反社会的勢力と関係を有しないこと。
  - (5) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術又は脅迫的言辞を用いず、HAP及び使用者等の名誉や信用を毀損せず、また、偽計又は威力を用いて甲及び乙の業務を妨害しないこと。
  - (6) 反社会的勢力への資金等の提供又は便宜の供与をせず、反社会的勢力の維持運営への協力又は関与をしないこと。
3. HAP及び使用者等の一方の当事者が、前条に掲げる各号のいずれかに該当することとなつた場合或いは該当していたことが判明した場合には、他方の当事者は何らの通知又は催告を要せずして、本施設の使用を停止又は取消することができるものとする。
4. HAP及び使用者等の一方の当事者が、前条の規定により、本施設の使用を停止又は取消した場合には、停止又は取消した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責任を負わないものとする。

#### （規程内容の変更）

第32条 HAPは、事前の告知なく、本規程に定める事項等を変更することができる。

#### （管轄裁判所）

第33条 本規程に関する紛争（調停を含む）については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### （準拠法）

第34条 本規程の準拠法は日本法とする。

(規定外事項)

第35条 この規程に定めのない事項及び条項解釈について疑義を生じたときは、H A Pと使用者等が誠意をもって協議し、公平な解決にあたるものとする。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、H A P及び使用者等は、当該協議を行う旨の合意を書面にて行うものとする。

附則

この規程は、2025年1月6日から施行する。

本規程の一部を改訂し、2025年12月22日から施行する。

## 連絡先一覧

■受付（レセプション）
新千歳空港ビジネスジェットポータルサイト <a href="https://force-ruby-6438.my.site.com/">https://force-ruby-6438.my.site.com/</a>
施設・ポータルサイト関連の問合先
・HBAC@hokkaido-airports.co.jp ・TEL 0123-46-5861（受付時間 8:00～20:00）

## 格納庫駐機可能機材（ビジネスジェット機）

航空機型式
Bombardier Global 5000/5500/6000/6500
Global Express
Global Express XRS
Gulfstream G350/G450/G500/G550/G600/G650/G650ER
Gulfstream II/III/IV/IVSP/V/VSP
Bombardier (Regional) Challenger 870
Bombardier CRJ700
Dassault Falcon 6X

## 格納庫駐機可能機材（AOG）

本施設の内、駐機可能場所は幅 30.40m・奥行 34.00m・高さ 11.20m（両端高さ 5.67m）であるため、当該寸法を超えない仕様の機材に限定する。

当該寸法を超える仕様の機材にて本施設を使用したい場合は、HAP 又はレセプションに問い合わせるものし、やむを得ない事情があると HAP 又はレセプションが判断した場合は、機材の一部分のみを格納しての使用を認めるものとする。

## 本施設の使用料金

期間	区分	金額(税別)
4～11月	1泊当り料金	500,000円
12～3月	1泊当り料金	600,000円

※ビジネスジェット機、AOG共通の料金。

※HAP又はレセプションが認めて同日内のみ使用した場合は、1泊当りの使用料金を徴収する。

別表 3

## 本施設の取消手数料

対象	期間	発生基準	金額(税別)
ビジネスジェット機	通年	航空機到着予定日の 午前 0 時	予約期間分の 使用料金の 100%
AOG	通年	予約確定以降	予約期間分の 使用料金の 100%